

競技規程



Japan Snooker Association
第 8 版 2017 年 7 月 22 日

第1章 <総則>

日本スヌーカー連盟（Japan Snooker Association：以下 JSA という）は、スヌーカー競技を開催するにあたり、ここに競技規定を定め、日本国内で開催するスヌーカー競技に関してこれを遵守するものとする。

第2章 <ルール>

第1条. 採用ルール

日本国内にて開催される競技に関して採用するルールは次のとおりとする。

- 第1項 国内試合に関しては公益社団法人 日本ビリヤード協会 (NBA) 発行の「NBA ルールブック」を採用する。
- 第2項 一部ローカルルールの採用を認める。但し、競技開始前に競技者に通達しなければならない。
- 第3項 日本国内にて開催される国際試合に関しては「WPBSA 版 “Rules of the Game of Snooker”」を採用するか、競技主管団体が定めたものとする。

第2条. 服装コード

服装コードを下記のとおり定める。

- 第1項 JSA公式戦の決勝ラウンド：正装
- 第2項 地区予選及び地区ランキングイベント：正装が望ましいがこれを必須としない。但し、次の2項を遵守するものとする。
 - (a) 襟つきシャツ着用を必須とする。
 - (b) 下駄・サンダル・ジーンズ・半ズボン・Tシャツ・プリント柄シャツの着用を禁止とする。
- 第3項 服装コードが規定に満たない選手の試合への出場は認めない。
- 第4項 何らかの身体的理由にて服装コードを満たせない場合には、あらかじめ大会事務局にその事由を申し出て解除することが出来る。
- 第5項 試合開催条項に服装コードについて記載がある場合にはそれに従う。

第3条. 遅刻

- 第1項 遅刻に関して次のとおりペナルティを科す。
 - (a) 集合時間に遅れた場合（集合時間から30分未満）：1フレーム負けとする。
 - (b) 集合時間に30分以上遅れた場合：失格
- 第2項 正当な理由がある場合には、試合の進行に支障がない範囲にて遅刻を認める場合がある。但し集合時間までに大会事務局へ連絡を入れなければならない。

- (a) 事故などによる鉄道の遅延があった場合。但し、その鉄道会社の発行する遅延証明書が必要。
- (b) 人命救助など不可避行動或いは緊急避難行動をとった場合。
- (c) 交通渋滞など自動車による遅刻は一切認めない。

第3章 <参加資格>

第4条. 選手の国籍等に関する事項

試合の種類・目的により下記のとおり参加資格を定める。

- 第1項 J S A ランキングイベント：国籍による制限無し。
- 第2項 全日本選手権（竹田杯）：日本国籍を有する選手及び3年以上在住の外国籍選手（在住を証明する書類が必要）。但し、外国籍選手の場合、優勝しても IBSF 及び ACBS 主催の国際試合への第1選手としての権利は与えられない。
- 第3項 A C B S 及び I B S F 主催の国際試合への代表選手選考会：日本国籍を有する選手。
- 第4項 J O C により参加が決定された国際試合への代表選手選考会：日本国籍を有する選手。
- 第5項 その他日本国代表として参加する国際試合への代表選手選考会：日本国籍を有する選手。

第5条. C S カード登録について

J S A 主催の競技会出場にあたり、その選手は公益社団法人 日本ビリヤード協会（NBA）発行の C S カード登録を条件とし下記の規定を定める。

- 第1項 J S A が定める選手会員登録者は試合へのエントリー時にその登録ナンバー申告を必須とする。なお手続き中の場合にはその旨を報告すれば可とする。
- 第2項 J S A が定める選手会員以外は試合へのエントリー時に C S カードナンバー申告を必須とする。なお手続き中の場合にはその旨を報告すれば可とする。
- 第3項 試合日の選手エントリーの際に C S カードの提示または C S カードマイページのスマートフォン等による登録画面提示を必須とする。
なお、C S カード年会費の振込用紙提示でも可とする。
- 第3項 試合会場により選手の住所が参加資格として定義される場合には、試合終了後 J S A 事務局にて選手会員登録ナンバーまたは C S カードナンバーより住所のチェックを実施する。これにより不正が発覚した場合には対象選手を失格にするとともに J S A により適正な処置を実施する。
※付録1.「地区別都道府県振分一覧」参照。

第4項 海外よりの招待選手が試合へ参加する場合、CS カード登録は不要とする。

第5項 CS カードの不正利用に関する対応については、公益社団法人 日本ビリーヤード協会（NBA）の規約に順ずる。

第4章 <ランキングポイント制度>

選手の客観的目標と技術向上を目的とし、また国際試合への代表選手選考基準の目的のためランキングポイント制を導入する。

第6条. シーズンの定義

第1項 毎年7月1日から翌年6月末日までを1シーズンとする。

第7条. 付与ポイント

第1項 J S A主催の試合を4つのグレードに分けそれぞれグレードに対応したポイントを付与する。

※付録2. 「グレード別獲得ポイント一覧」参照。

第8条. ランキング計算方法

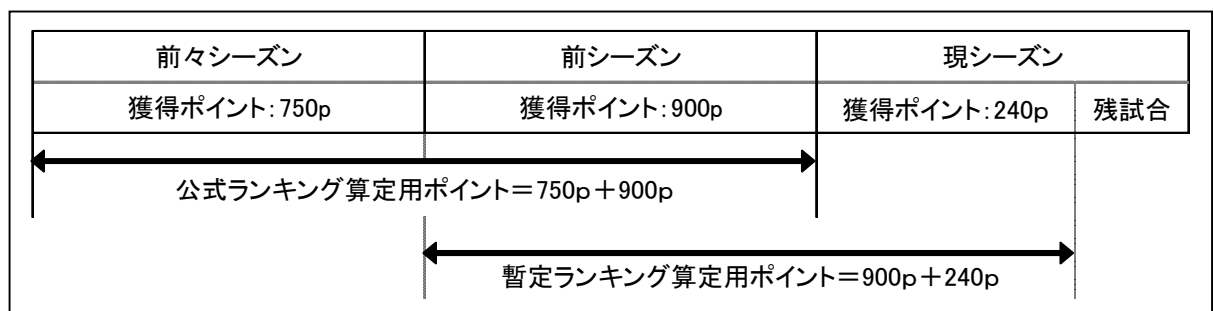
第1項 公式ランキング (Official ranking : オフィシャルランキング)

前2シーズンのポイントの合計から算出されたランキング。毎シーズン、最終ランキングポイント戦終了後に確定される。

第2項 暫定ランキング (Provisional ranking : プロビジョナルランキング)

当該シーズンと前シーズンのポイントの合計から算出されたランキング。

※計算方法図解



第9条. ランキングデータの利用方法

第1項 公式ランキングの利用について:

公にランキングを表す場合 (メディアへの選手紹介など) に利用。

第2項 暫定ランキングの利用について：

国内戦シードおよび国際試合への代表選手選考会出場選手決定の基準として利用。ただし、シーズン開幕戦へのシード権決定については公式ランキングを利用する。

第10条. 公式戦シード権に関する措置

第1項 全日本選手権及びG1の決勝トーナメントシード権に関する措置

- (a) 第1シードを前回優勝者とする。前回優勝者が辞退の場合には公式ランキング1位の選手を第1シードとする。
- (b) 第2シードを直近の暫定ランキング1位の選手とする。
- (c) (a)及び(b)で定義された選手が辞退した場合、及び同一の選手で重複した場合には各ランキング2位以下の選手での繰上りでのシード選手選定はない。
- (c) 全日本選手権のひとつ前の試合終了時点での暫定ランキングで各地区内での最上位者を地区シード選手とし、全日本選手権地区予選を免除するものとする。
- (d) (c)の対象選手が全日本選手権出場を辞退した場合、及び(a)または(b)で選手が重複した場合、繰上りでのシード選手選定はない。また、その地区での決勝トーナメントへの出場枠人数に変更はない。

第2項 G2の決勝トーナメントシード権に関する措置

- (a) 第1シードを直近のG2優勝者とする。但し、東西グランプリの場合には前回東西グランプリの優勝者とする。
- (b) 第2シードは直近の暫定ランキング1位の選手とする。
- (c) (a)及び(b)で定義された選手が辞退した場合、及び同一の選手で重複した場合には繰上りでのシード選手選定はない。

第3項 G3の決勝トーナメントシード権に関する措置

- (a) シード選手に関しては地区に一任する。

第11条. ポイントの移動

第1項 「JSA 選手会規約」に則り選手が自身の登録地区変更が受理された場合、地区変更申請日を基準日とした暫定ランキングポイントを新しい地区へ移行できるものとする。

第12条. G3開催での特例措置

第1項 G3試合の成立は3名以上の参加とするが、人数が集まらない場合は他地区との合同開催を可能とする。

- (a) 地区担当者、あるいは代行者は事前に申請用紙にて競技委員会へ申請する。
- (b) 合同開催の地区は隣接した2地区のみで合同で開催できるものとする。

る。

(c) 合同開催について競技委員会で承認された場合、当該試合の告知を速やかに実施する。

(c) 選手が取得するポイント及び合計ポイント数は1地区分のポイントとする。

(d) 試合の結果により選手に付与されるポイントは、当該選手の所属地区のランキングポイントとして計算される。

第2項 前述第1項による合同開催も不可能な場合、他地区への越境参加を特例として認める。

(a) 地区担当者、あるいは代行者は事前に申請用紙にて競技委員会へ申請する。

(b) 選手は他のどの地区の試合でも参加することができる。

(c) 試合の結果により選手に付与されるポイントは、当該選手の所属地区のランキングとして計算される。

(c) 本特例は1選手、1シーズン1回のみとする。

第13条. 国際試合参加選手に対する特別措置

ランキングポイントイベント開催日と国際試合の開催期間が重なる場合には、国際試合出場選手に対して次のとおりポイントが付与される。

第1項 対象の国際試合とはIBSF・ACBSが主催または統括管理する公式戦およびJOCが日本選手団を管理する公式戦。

第2項 国際試合会期の定義=プレーヤーズミーティングの4日前から決勝戦の4日後迄。

第3項 ランキングポイントイベント開催日の定義=地区予選実施日から決勝ラウンド開催日迄。

第4項 付与ポイント

(a) ランキングにより次の特別ポイント付与する

- ・ランキング4位以内=準優勝ポイント
- ・ランキング5位~8位=ベスト4ポイント
- ・ランキング9位~16位=ベスト8ポイント
- ・ランキング17位以下=ベスト16ポイント

(b) 国際試合の結果(成績)によりボーナスポイントを付与する

・予選がラウンドロビンで決勝ラウンド進出の場合は付与ポイントをワンランク上げる。

(例:前項の特別付与ポイントがベスト8ポイントの場合にはベスト4ポイントへ)

・すべてトーナメント方式の場合に2勝した場合には付与ポイントをワンランク上げる。

(例:前項の特別付与ポイントがベスト8ポイントの場合にはベスト4ポイントへ)

(c) 国際試合で特別に優秀な成績をおさめた場合には理事会決定により別途ポイントを与える場合がある。

第5項 ランキング算定基礎は暫定ランキングとし、国際試合会期直前のランキングとする。

第6項 前記第2項の国際試合会期の定義より、その会期中であっても国際試合のスケジュール、若しくは渡航スケジュールにより対象の国内ランキングポイントイベントに参加する場合は、そのランキングイベントの獲得ポイントを採用し、特別付与ポイントは与えない。

第5章 <試合日程の告知>

毎年6月末日までに次シーズンの試合日程を発表する。

尚、国際試合選考会およびその他スケジュール外の試合に関してはその都度速やかに発表する。

第14条. 試合スケジュール公開方法

第1項 次の媒体を使ってシーズンスケジュールを告知する。

- (a) 公式WEBサイト及び公式SNS
- (b) 公益社団法人 日本ビリヤード協会（NBA）発行のビリヤードカレンダー
- (c) 専門誌
- (d) 機関紙及びメールマガジンなど
- (e) その他

第6章 <試合終了後の処理>

各種地区予選及び地区ランキングイベント終了後、各地区試合管理責任者若しくは同代行者は、速やかに試合結果及び各種事項をJSA事務局に報告しなければならない。

第15条. 試合結果の報告

第1項 定められた書式に必要事項を記入の上電子メール又は郵便にてJSA事務局へ送付する。

報告される内容には以下のものが必須である。

- (a) 選手氏名
- (b) 選手会員登録ナンバー、或いはCSカード登録ナンバー
- (c) 試合結果の記入された試合取り組み表（ラウンドロビン又はトーナメント）
- (d) ハイエストブレイク

第 16 条. 試合の会計収支の報告

第 1 項 定められた書式に必要な事項を記入の上電子メール又は郵便にて JSA 事務局へ送付する。なお領収書がある場合には、必ず元本を郵送すること。

第 2 項 余剰金については速やかに指定の銀行口座へ入金すること。

第 7 章 <附則>

本規約に定められてなく緊急に決定が必要な事項に関しては、J S A 理事会の承認をもって決定、追加することが出来るものとする。

国内開催試合であっても、主管団体が J S A 以外の場合にはその競技会に限って本規約の一部を変更して開催できるものとする。

以上

付録 1. 「地区別都道府県振分一覧」

地 区	所 属 都 道 府 県
北海道・東北地区	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東甲信越地区	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
東海北陸地区	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、富山県、石川県、福井県
近畿地区	滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、兵庫県
中国四国地区	岡山県、島根県、鳥取県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州沖縄地区	福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

付録 2. 「グレード別獲得ポイント一覧」

試合グレード	獲得ポイント	
	順位	ポイント
SG (全日本選手権)	優勝	400p
	準優勝	280p
	ベスト4	200p
	ベスト8	120p
	ベスト16	60p
	予選敗退1勝以上	20p
G1 (ジャパンオープン・ 全日本6-red選手権)	優勝	300p
	準優勝	210p
	ベスト4	150p
	ベスト8	90p
	ベスト16	45p
	予選敗退1勝以上	15p
G2 (JSAチャンピオンシップ)	優勝	200p
	準優勝	140p
	ベスト4	100p
	ベスト8	60p
	ベスト16	30p
	予選敗退1勝以上	10p
G3 (地区ランキング戦)	優勝	100p
	準優勝	70p
	ベスト4	50p
	ベスト8	30p
	ベスト16	15p
	予選敗退1勝以上	5p